別表第２を次のように改める。

別表第２（第１３条関係）　学校法人の解散の認可若しくは認定又は合併若しくは組織変更の認可の申請に係る提出書類

申請の区分（私立学校法施行規則）／提出期限	学校法人の解散（第５条第１項）	学校法人の合併（第６条第１項）	準学校法人が文部科学大臣の所轄に属する学校法人になる場合の組織変更（第９条第２項及び第３項）			準学校法人が設置者の変更により文部科学大臣の所轄に属する学校法人になる場合の組織変更（第９条第５項）	
			開設年度の前々年度の３月１日から同月31日まで	開設年度の前年度の６月30日まで		開設年度の前々年度の３月１日から同月31日まで	開設年度の前年度の６月30日まで
提出すべき書類（様式）	正本	正本	正本	正本	総括表	正本	正本
1　解散の事由を記載した認可申請書又は認定申請書	○						
2　認可申請書（様式第１－４号）		○					
3　認可申請書（様式第１－５号）			○			○	
4　寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類			○			○	
5　理由書	○	○	○			○	
6　設置に係る基本計画及び当該学校法人の概要を記載した書類（様式第２－１号）			○		○	○	
7　当該学校法人の概要を記載した書類（様式第２－２号）	○	○					
8　役員に関する書類（様式３号）		○	○			○	
9　寄附行為所定の手続を経たことを証する書類			○			○	
10　現行の寄附行為	○		○			○	
11　経費の見積り及び資金計画を記載した書類（様式第４号）			○		○	○	
12　当該学校法人の事務組織の概要を記載した書類（様式第５号）	○	○	○		○	○	
13　法第50条第１項第１号に規定する手続（法第42条に規定する手続を含む。）又は法第42条に規定する手続きを経たことを証する書類	○						
14　法第52条第１項に規定する手続（法第42条に規定する手続を含む。）を経たことを証する書類		○					
15　法第55条の場合においては，申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書類		○					
16　合併契約書		○					
17　存続学校法人又は設立学校法人の寄附行為		○					
18　合併前の学校法人又は準学校法人の寄附行為		○					
19　存続学校法人又は設立学校法人の設置する私立学校の学則		○					